

公益財団法人日本陸上競技連盟

日本代表選手等に関する行動規範

(目的)

第1条 この規範は、公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）が国際競技会等に派遣する競技者及びスタッフ（以下「日本代表選手等」という。）に対して、日本代表選手等が遵守すべき基本的な行動規範を定め、本連盟に対する社会的信頼を維持・確保するとともに、競技力の向上と陸上競技の普及・発展に寄与することを目的とする。

(一般規範)

第2条 日本代表選手等は、次に定める事項を理解し、スポーツ・インテグリティ向上に努める。

(1) 日本代表選手等としての責務

競技者及びスタッフの一人ひとりが日本陸上界を代表しているという高い意識を持ち、規律ある行動をとる責務を負っていることを理解すること。日本代表に係る各種規程を理解し遵守すること。また、陸上競技の価値に対する倫理観を持ち、誠実にその価値向上に努めること。

(2) 社会への貢献

日頃から社会との良好なコミュニケーションの維持に努め、スポーツを通じて明るく心豊かな社会の実現に貢献すること。

(3) 差別の排除

社会生活及び競技活動において、人種、性別、信条、思想、宗教、身体上のハンディキャップ又は学歴等を理由とした差別を行わず、人権を尊重し、平等に対応すること。

(コンプライアンスに係わる行動規範)

第3条 日本代表選手等は、陸上競技及び自らの価値を守り、高めるために、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 法令遵守

法令や社会規範を遵守し、公序良俗に反する行為を行わないこと。

(2) ハラスメント・暴力行為の禁止

それぞれの立場を利用したハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントを含むが、これらに限らない）・暴力行為を行わないこと。本連盟が定める「倫理に関するガイドライン」を理解し、倫理に反する行為を行わないこと。

(3) ドーピング行為の禁止

日本代表選手等はアンチ・ドーピングに関する理解を深め、自らの責任において違反行為を行わないよう最大限の注意を払うこと、特に居場所情報関連義務について留意すること。本連盟からの健康状態や薬・サプリメント等に関する事前調査に真摯に回答及び申告すること。申告された薬・サプリメント等が禁止物質を含む（可能性がある）と本連盟が判断した場合には、直ちに摂取を中止すること。

申告後に新たな薬・サプリメント等を使用する場合には、禁止物質に関して最大限の注意を払い、事前に本連盟に相談すること。日本代表選手等において、ドーピング行為と思われる事象を目撃、確認、聴取、伝聞などした場合には、本連盟に通報すること。

(4) 指定衣服の着用

本連盟又はその他の団体が開催する競技会、遠征、合宿、及び、レセプション等の行事（以下「競技会等」という。）において、別途定める「日本代表選手等の公式衣類に関する規程」を遵守し、本連盟が指定衣服の着用を求めたときは、その衣服を着用すること。衣服の着用に当たっては、品位を重んじ適切な着用方法によること。

(違反に対する処分)

第4条 日本代表選手等が、第2条及び第3条の行動規範に違反することが認められた場合には、日本代表を取り消すことがある。また、本連盟が定める「登録会員規程」に違反することが認められた場合には、同「登録会員処分規程」の定めるところにより処分を行う。

(改廃)

第5条 本規範は、理事会の決議により変更することができる。

附則

1 本規範は、2023年3月27日から施行する。